

上毛町大池公園東側飲食施設等整備事業基本・実施設計業務委託公募型プロポーザルに関する質問及び回答

令和8年4月15日

番号	資料及び ページ番号	質問内容	回答
1	実施要領 P2	「5（3）」について、個人事業主として登録を希望する場合、「ア 登記事項証明書」の写しは不要で宜しいでしょうか。	実施要領「5（4）」に記載のとおり個人事業主での参加はできません。なお、設計共同体として応募する場合も実施要領「6（8）」に留意してください。
2	実施要領 P2	「5（3）」について、個人事業主として登録を希望する場合、「ウ 直近年度の国税、都道府県税、市区町村税の納税証明書の写し」は、「納税証明書 その3の2 申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税未納の税額がないことの証明用」で宜しいでしょうか。	同上
3	実施要領 P2	「5（3）」について、個人事業主として登録を希望する場合、「エ 財務諸表類の写し」は、直近年度の確定申告「賃借対照表」、「所得税青色申告決算書」の写しで宜しいでしょうか。	同上
4	実施要領 P3	「5（13）」について、実績は公共建築の設計業務が対象と考えて宜しいでしょうか。	実施要領「5（13）」については、公共建築に限るものではありません。なお、「業務実績調書（様式第3号）」に記載する業務実績については、実施要領「10（1）④」に記載のとおり、受託実績を証明する書類（契約書等）を添付してください。
5	実施要領 P3	「5（13）」について、設計共同体での設計実績も対象と考えて宜しいでしょうか。	設計共同体の代表企業として受注し、完了した実績であれば差し支えありません。なお、「業務実績調書（様式第3号）」に記載する業務実績については、実施要領「10

			(1)④」に記載のとおり、代表企業としての受託実績を証明する書類（契約書等）を添付してください。
6	実施要領 P3	「6（8）」について、設計共同体で参加する場合、代表企業だけでなく、構成企業についても、「5（3）」の登録が必要でしょうか。	お見込みのとおりです。なお、実施要領「5（3）」の登録については、本プロポーザルに限り有効となります。